

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13		府 省 庁 名	金融庁		
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）					
要望項目名	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化					
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、貸倒実績率又は法定繰入率（3/1000）により計算した金額の10%割増した金額とすることを可能とするもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置（100分の110）を恒久化すること、少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限（平成31年3月末）を延長すること。</p>					
関係条文	<p style="text-align: center;">租税特別措置法 第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86</p>					
減収見込額	[初年度]	－	（ ▲1,381 ）	[平年度]	－	（ ▲1,381 ）
	[改正増減収額]	－			（単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱く、景気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。</p> <p>一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させる手段が乏しい。</p> <p>このため、協同組織金融機関の内部留保の充実を通して、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たすという基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置が認められている。</p> <p>本租税特別措置は、協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化にも資するものである。</p>					
本要望に対応する縮減案	なし					

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。少なくとも適用期限（平成31年3月末）を延長する。
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	本措置により、協同組織金融機関の経営基盤が強化され、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化が図られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	信用金庫、信用組合及び各連合会のうち過半の協同組織金融機関の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組合等の法人税の軽減税率</li> <li>・ 中央機関に対する普通出資に係る受取配当等の益金不算入制度の特例</li> <li>・ 協同組合等の事業分量配当の損金算入</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能の提供の充実が図られる。</p> <p>また、本措置は、昭和41年に設置されて以来25回延長され52年存続してきており、協同組織金融機関の経営の健全性の向上及び地域金融システムの安定化に寄与してきたところであることから、今後も本租税特別措置が手当てされることが妥当。</p>

税負担軽減措置等の適用実績		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	対象法人数	438	437	434	431	425	
	適用法人数	421	420	415	414	408	
	適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	96.1%	96.0%	
	減収額	法人住民税	489	401	397	486	373
		法人事業税	535	711	744	912	699
		合計(百万円)	1,024	1,112	1,141	1,398	1,072
※減収額の単位は百万円							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業等の貸倒引当金の特例          総額 4,565,765 (千円)          (内訳：道府県税：374,971 (千円)、事業税：3,054,162 (千円)、市町村民税：1,136,632 (千円))</p>						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。						
前回要望時の達成目標	協同組織金融機関の自己資本比率を高め、経営基盤を強化し、地域金融システムの安定化を図る。						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地域金融システムの安定化に寄与しており、目標は達成されている。						
これまでの要望経緯	本措置は、昭和41年に設置されて以来、25回にわたって延長され52年存続してきたもの。なお、直近では平成29年度税制改正要望により、2年間の延長（平成31年3月31日期限）が認められたところ。						